

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 神戸支部 同好会 活動細則

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という）神戸支部（以下「支部」という）は、同好会設置規則（以下「設置規則」という）第5条に基づき、同好会活動細則（以下「活動細則」という）を定める。

（目的）

第1条 この活動細則は、支部の会員及び準会員を以て構成する同好会が、公正且つ自主的に運営することを前提に、円滑な運営を図ることを目的に定める。

（運営）

第2条 同好会の運営事業費は、原則として参加者応分の負担とする。

尚、設置規則第4条において認定を受けた同好会は、支部より事業費の助成を受けることが出来る。

2 代表者（統括責任者）は、支部の求めに応じ、適時、幹事会にて活動報告をしなければならない。

その場合、支部旅費日当規程第4条「1」を適用する。

3 同好会の事業実施日は、協会および支部の事業日程を考慮しなければならない。

4 事業実施に関して、適宜、傷害保険等への加入を要する。

5 必要に応じて、所管する部会若しくは幹事会の承認のうえ、別途、運営ルールを定めることができる。

（特別登録活動の運営）

第3条 設置規則第7条に基づき認定を受けた特別登録活動の運営については、他の同好会と同様とし、この活動細則に準拠する。

（助成金の申請）

第4条 次に掲げる事項の手続きを行う事により、助成金の申請をすることが出来る。

（1）事業計画書の作成（様式第4号）

（2）収支予算書の作成（様式第5号）

（3）その他、所管する部会若しくは幹事会が定めた書類の作成

（4）上記（1）～（3）を整え、同好会を所管する部会で審査後、幹事会へ諮り、承認を得ること。

（助成金の請求）

第4条 支部より認定を受け、助成金申請を行った同好会は、事業終了後、速やかに次に掲げる手

続きをしなければならない。

(1) 事業報告書の作成 (様式第6号)

(2) 収支報告書の作成 (様式第7号)

(3) その他、所管する部会若しくは幹事会が特に定めた書類の作成

(4) 上記(1)～(3)を整え、同好会を所管する部会で審査後、幹事会へ諮り、承認を得ること。

2 同好会を所管する部会若しくは幹事会において、次に掲げる事項のいずれかに該当すると判断した場合、助成金を支給しない場合がある。

(1) 設置規則第2条から著しく逸脱している。

(2) 設置規則第3条の条件を満たしていない。

(3) 事業計画書と事業報告書に大きな相違、又は虚偽の記載がある。

(4) 収支予算書と収支決算書に大きく相違、又は虚偽の記載がある。

(5) 事業開催中に協会及び支部の名誉を棄損する事由が発覚した場合。

(6) 所管する部会若しくは幹事会が特に定めた事項を遵守していない場合。

(7) その他、助成金の支給が不適切と認められる場合。

3 事業内容により、幹事会の承認を得た場合、助成金を事前支給する事が出来る。

(助成金の返還)

第5条 助成金の支給を受けている同好会が、前条「2」に掲げる要件に該当した場合、或いは参加者が活動中に不祥事を起こした場合、若しくはそのことが後日発覚した場合は、特段の事情がない限り、参加者共同の責任に於いて活動したものと見做し、既に支給済の助成金を返還しなければならない。

(その他)

第6条 この活動細則に定めのない事項および改廃に関しては、所管する部会および総務部会で協議のうえ、幹事会の承認を要す。

付則

1. この活動細則は、令和6年10月21日開催の支部「第5回幹事会」において制定し、令和6年11年1日より施行する。